

坂戸市手話言語条例

令和元年9月30日施行

この条例は、

「手話が言語である」との認識に立ち、ろう者とろう者以外
の人が手話によって心を通わせ、住み慣れた地域でともに豊
かに生きるまちを目指し、制定されました。



基本理念

ろう者とろう者以外の人が、一人ひとりの思いを大切にし、お互いの人格や個性を尊重
して様々な活動を行うこと等を基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手
話の普及を図ります。

市の責務

- ① 市民の手話への理解を広げ、手話を普及し、手話を使用しやすい環境にするための
施策を推進します。
- ② ①の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

市民の役割

手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業所の役割

基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境
を整備するよう努めます。

◆問い合わせ先 坂戸市福祉部障害者福祉課障害者福祉係
〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号
電話：049-283-1331（内線416・417）
FAX：049-283-1673
MAIL：sakado57@city.sakado.lg.jp

